

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房会計課長

(公印省略)

「談合情報対応マニュアル等の改正について」の一部改正について

「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成22年9月30日付け国地契第31号)における入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実に係る事情聴取について、その確実な実施によって、より一層の公正な入札を確保する観点から、その実施対象の明確化をはかる必要がある。

これを踏まえ、「談合情報対応マニュアル等の改正について」を下記のとおり改正し、令和4年11月1日から適用することとしたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置されたい。

記

(談合情報対応マニュアル等の改正についての一部改正)

「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成22年9月30日付け国地契第31号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別添1 公正入札調査委員会設置要領準則</p> <p>2 調査審議事項</p> <p>委員会は、建設工事等に係る入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときは、次に掲げる事項を調査審議するものとする。</p> <p>① <u>事情聴取等の調査の要否</u></p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>別添1 公正入札調査委員会設置要領準則</p> <p>2 調査審議事項</p> <p>委員会は、建設工事等に係る入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときは、次に掲げる事項を調査審議するものとする。</p> <p>① <u>入札参加者に対する事情聴取等の調査の要否</u></p> <p>②～⑤ (略)</p>
<p>別添2 談合情報対応マニュアル</p> <p>第1 通則</p> <p>4 事情聴取の実施方法</p> <p>(2) 事情聴取の対象者</p> <p>① <u>事情聴取は、原則として、競争参加資格確認申請書を提出した者（辞退者を含む）全員に対して行うものとする。なお、委員会が必要と認める場合には、その他の関係者に対しても事情聴取を行うことができる。</u></p> <p>② <u>①の事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。</u></p>	<p>別添2 談合情報対応マニュアル</p> <p>第1 通則</p> <p>4 事情聴取の実施方法</p> <p>(2) 事情聴取の対象者</p> <p>① <u>事情聴取は、辞退者を含む入札参加者（競争参加資格確認申請書の提出期限の日において局長等が競争参加資格を確認した者をいい、その後に辞退した者を含む。以下同じ。）全員に対して行うものとする。</u></p> <p>② <u>辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。</u></p>
<p>第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い</p> <p>1 落札者決定前に談合情報を把握した場合</p> <p>(2) 談合の事実があったとは認められないときの対応</p> <p>① <u>事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、<u>事情聴取の対象者全員</u>から誓約書（別紙2）を自主的に提出させるとともに、<u>当該対象者</u>に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙3）を交付した</u></p>	<p>第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い</p> <p>1 落札者決定前に談合情報を把握した場合</p> <p>(2) 談合の事実があったとは認められないときの対応</p> <p>① <u>事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、<u>辞退者を含む入札参加者全員</u>から誓約書（別紙2）を自主的に提出させるとともに、<u>当該参加者</u>に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項</u></p>

後、入札を執行するものとする。

② (略)

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書(別紙2)を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙3)を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

② (略)

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書(別紙2)を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙3)を交付するものとする。

② (略)

別紙2

(別紙3)を交付した後、入札を執行するものとする。

② (略)

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書(別紙2)を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙3)を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

② (略)

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書(別紙2)を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙3)を交付するものとする。

② (略)

別紙2

誓約書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇 殿

会社名
代表者名
担当者名

今般の〇〇〇〇工事の競争入札に関し、〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(参考) 競争契約入札心得第4条の3

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行つてはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、〇〇が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

5 電子調達システム又は電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書を不正に使用してはならない。

誓約書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇 殿

会社名
代表者名
担当者名

今般の〇〇〇〇工事の競争入札に関し、〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(参考) 競争契約入札心得第4条の3

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行つてはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

(新設)

4 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。

別紙3

本件入札に係る注意事項

令和 年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇

(対象案件名) 〇〇〇〇〇〇

本件入札について談合があったとの通報があったが、〇〇地方整備局競争契約入札心得を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、〇〇地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第9号により入札は無効とする。

本件においては、〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ 本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第1パラグラフを削除した上で交付すること。

本件入札に係る注意事項

令和 年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇

(対象案件名) 〇〇〇〇〇〇

本件入札について談合があったとの通報があったが、〇〇地方整備局競争契約入札心得を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、〇〇地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第9号により入札は無効とする。

本件においては、各入札参加者（辞退者を含む。）から、〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ 本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第1パラグラフを削除した上で交付すること。

様式 3-2

様式 3-2

日付
番号

公正取引委員会事務総局
〇〇事務所長殿

〇〇地方整備局総務部長

談合情報等に関する資料の提供について

令和〇年〇月〇日付けで提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 〇〇地方整備局 〇〇河川国道事務所

(別添)

1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 工事費内訳書 (写)
4. 入札書 (写)
5. 入札調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 意見書 (写)
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること

様式 3-2

様式 3-2

日付
番号

公正取引委員会事務総局
〇〇事務所長殿

〇〇地方整備局総務部長

談合情報等に関する資料の提供について

平成〇年〇月〇日付けで提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 〇〇地方整備局 〇〇河川国道事務所

(別添)

1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 工事費内訳書 (写)
4. 入札書 (写)
5. 入札調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 意見書 (写)
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること